

# 防府市地域包括支援センター設置者選定委員会設置要綱

平成26年6月26日制定

## (目的)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の4第1項の規定に基づき、包括的支援事業を委託し、本市に地域包括支援センター（以下「センター」という。）を設置する場合にあっては、受託者（以下「設置者」という。）を公平、公正に選定することを目的に防府市地域包括支援センター設置者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

## (定義)

第2条 この要綱に規定する用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域包括支援センター 法第115条の4第1項に規定する地域包括支援センターをいう。
- (2) 包括的支援事業 法第115条の4第1項に規定する包括的支援事業をいう。

## (協議事項)

第3条 選定委員会は、本市が包括的支援事業を委託し、センターを設置する者の選定に関する事項を協議する。

## (組織)

第4条 選定委員会は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 防府市健康福祉部長
- (2) 防府市健康福祉部次長
- (3) 防府市健康福祉部高齢福祉課長
- (4) 防府市健康福祉部健康増進課長
- (5) 防府市健康福祉部高齢福祉課技術補佐
- (6) 防府市地域包括支援センター運営協議会から選出された委員2名

## (委員長)

第5条 選定委員会の委員長は、防府市健康福祉部長とする。

2 委員長に事故があった場合は、副委員長がその職務を代理するものとする。

## (運営)

第6条 選定委員会は、委員長が招集する。

- 2 選定委員会の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 選定委員会は、第4条に規定する委員の過半数の出席をもって開催できるものとする。ただし、開催に当たっては、必ず第4条第6号に規定する委員が2名出席していなければならない。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席又は資料等の提出を求めることができる。

(任期)

第7条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(庶務)

第8条 選定委員会の庶務は、健康福祉部高齢福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会に関し必要な事項は、健康福祉部において定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年7月1日から施行する。
- 2 この要綱が施行された日の年度において委員である者の任期は、第7条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。